

## 居宅サービスセンター泉正園（指定短期入所生活介護）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人泉正会が開設する 居宅サービスセンター泉正園（以下「サービスセンター」という。）が行う指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な 運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、サービスセンターの従業者は、利用者の意思を尊重し、常に利用者の立場に立って要介護状態にある高齢者に対して、適正な指定短期入所生活介護を提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第2条 サービスセンターの従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 サービスセンターは、事業を運営するに当たっては、常に地域福祉の向上に配慮し、関係市町村地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 サービスセンターの従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行うサービスセンターの名称及び所在地は、次の通りとする

1 名称 居宅サービスセンター泉正園（短期入所生活介護）

2 所在地 神奈川県綾瀬市上土棚南 1-11-20

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 サービスセンターに勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名。（常勤兼務）

管理者は、居宅サービスセンターの従業者及び業務の管理を一元的に行う。

2 生活相談員 1名（常勤兼務）

生活相談員は、利用者及び家族の相談に応じるとともに適切なサービスが提供されるよう、サービスの調整及び他の機関との連携に努めるものとする。

3 看護職員 4名以上（常勤兼務 非常勤兼務）

介護職員 25名以上（常勤兼務、非常勤兼務）

看護及び介護職員は、利用者の入浴食事等の介護、その他日常生活上の世話及び健康状態の確認、もしくは必要に応じて健康保持の為の適切な措置など看護及び介護のそれぞれの持つ機能と役割の相互補完という形態でサービスの提供に努めるものとする。

4 機能訓練指導員 1名を置く（常勤兼務）

機能訓練員は、利用者の心身の状況に応じ、その機能を回復し又は機能の減退を防止する為のサービスの提供を行うものとする。

（利用定員）

第5条 短期入所生活介護に係わる利用定員は、介護予防短期入所生活介護事業を含めて、12名とする。ただし、特別養護老人ホームに空床がある場合は、その定員以内で利用できるものとする。

2 災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

（短期入所生活介護の内容）

第6条 短期入所生活介護の提供をするに当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供されるよう配慮して行う。

- （1） 日常生活上の援助
- （2） 健康状態の確認
- （3） 機能訓練サービス
- （4） 送迎サービス
- （5） 入浴サービス
- （6） 食事サービス
- （7） 相談助言に関する事

（短期入所生活介護の利用料）

第7条 指定短期生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- （1） 送迎が必要と認められる利用者以外の人に関する送迎費用  
片道5km未満 600円（5km以上1km増える事に100円加算）
- （2） 介護報酬設定上通常の利用日とされる日数を超えてサービスを提供する場合に要する費用のうち、介護報酬額を超える額  
日数延長サービス 1日につき 1日の介護報酬の10割
- （3） 食費 1,510円（1日 朝食 420円・昼食 600円（おやつ代を含む。）・夕食 490円）
- （4） 滞在費 840円（1日）
- （5） 理美容代 2,100円
- （6） 教養娯楽 書道クラブ 100円  
喫茶おやつ代 300円
- （7） 前各号に掲げるものの他、短期入所生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担する事が適当と認められる費用 実費
- （8） 第3号及び第4号の費用について、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている額とする。

(通常の送迎実施地域)

第8条 利用者の送迎を行う通常の実施地域は、綾瀬市、海老名市、大和市、藤沢市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、施設における日常生活上必要な基本的なルールに沿っていただき、介護職員等の指示に従って、他の利用者に迷惑をかけないように配慮するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者の身体の状況に急変を生じた場合、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族に連絡し、その状態に応じて協力医療機関への連絡を行うなど、適切かつ必要な措置を講ずると共に管理者に報告するものとする。

(守秘義務)

第11条 サービスセンターにおける安全と信頼の確保の為に、従業者には守秘義務がある。

(1) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する

(2) 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

(非常災害対策)

第12条 サービスセンターは、非常災害に関する対策として、消防法の規定に基づく消防計画及び地震等の災害に対処する為の計画を策定するとともに、非常災害に備える為、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行ない、非常災害の対策に万全を期するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 サービスセンターは、従業員の質的向上を図る為、研修の機会を提供するものとする。

2 居宅サービスセンターは、この事業を行う為、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人泉正会と居宅介護サービス管理者との協議に基づいて定める

## 附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成12年9月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成13年1月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成13年3月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

- 6 この規程は、平成 14 年 2 月 1 日から施行する。
- 7 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。
- 9 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 11 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 14 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 15 この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
- 16 この規程は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。
- 17 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 18 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 19 この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
- 20 この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 21 この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。